

(可決)

防災・減災、国土強靱化の計画的な推進のための措置を求める意見書

現在、国においては、地震・津波対策をはじめ「流域治水」の考え方にに基づき、流域全体で水災害を軽減させる取組や土砂災害対策、社会インフラの老朽化対策などの取組を「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として進めているところであり、本県においても、令和2年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」とあわせた取組により、本県における国土強靱化は着実に進捗している。

しかしながら、昨年8月の本県上北及び下北地域を中心とした大雨で、高瀬川の堤防決壊による大規模な浸水被害、国道279号における多数のり面崩壊とともに橋梁崩落による集落の孤立と一ヶ月以上にわたる幹線道路の通行止め等が発生したことは記憶に新しく、未だ本県における国土強靱化が道半ばであることが明らかとなった。

今後、気候変動の影響により、短時間豪雨の発生回数と降水量がともに増加すると予測されているなか、次代に向け、一刻も早く強靱な国土を形成することが、我々に課された責務である。

また、長引くコロナ禍で大きなダメージを受けた地域経済を回すための取組をストック、フローの両面から下支えするためにも、災害に強い県土づくりが必要であり、これに向けて、防災・減災、国土強靱化の取組を計画的に推進するための措置が必要である。

以上を踏まえ、国においては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

- 1 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策期間中の各年度予算を十分に確保するとともに、5か年の期間終了後も、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の地方負担分及び多額の地方単独費を要する調査等関係業務について、地方財政措置の充実・強化を図ること。
- 3 防災・減災、国土強靱化を着実に進めるために、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置すること。また、補正予算で措置する場合については、円滑に事業執行を可能とするための弾力的な運用を講じること。
- 4 防災・減災、国土強靱化の推進に必要な予算確保に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、現場に必要な人員や体制の維持・充実を図ること。
- 5 防災・減災、国土強靱化の取組やそれを支える地域の建設業に対する理解を深めることにより人財確保を図っていくため、若者の建設業への入職が促進されるよう必要な教育や普及啓発の取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月14日

青 森 県 議 会

(第310回定例会・発議第1号・田中順造外41名提出)

(可決)

農林水産業における原油・原材料の価格高騰対策と
飼料等の安定的な確保・供給を求める意見書

現在、長引くコロナ禍に加え円安やロシアによるウクライナへの侵略により、原油や原材料価格の高騰、原材料難などにより安定した調達が困難になることから、世界経済に大きな影響を与えており、特に本県の基幹産業である農林水産事業者の経営悪化が懸念されている。

国においては、農林水産事業者に対して施設園芸等燃油価格高騰対策の拡充、配合飼料価格高騰緊急対策事業、漁業経営セーフティーネット構築事業等において対策を講じているところである。

本県においては、農林水産事業者に対して無加温ビニールハウスでの栽培指導や代替燃料の利用促進、ドローンなどの先端技術の普及に取り組むとともに、省力化や低コスト化を図るために緊急支援策を講じている。

しかし、現行の国の対策について燃油価格高騰対策では、施設園芸農家・茶農家及び漁業者への補填にとどまることや、農業機械・輸送用車両への燃油補填がないため、農林水産事業者の経営が困難になる恐れがある。また飼料をはじめ輸入に依存している資材の供給が滞った場合にも営農の継続に支障をきたす恐れがある。

よって国においては、原油・原材料価格の高騰や輸入資材の供給不足の状況下においても農林水産業者が希望を持って経営を継続できる環境を整備するために、下記対策を講ずるよう強く求める。

記

1. 燃油価格高騰対策については、補填の対象業種を広げるとともに、農業機械や輸送用車両についても交付対象とすること
2. 国の責任において、飼料をはじめとする輸入資材を安定的に確保・供給する対策を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月14日

青 森 県 議 会

(第310回定例会・発議第2号・田中順造外38名提出)

(否決)

燃料及び肥料、飼料等の農業資材価格高騰対策に関する意見書

コロナ禍やウクライナ侵攻の下で世界的な食糧危機が始まっています。こうした中で起きている燃料、肥料、飼料やビニール類、段ボールなどの農業生産に不可欠な資材価格高騰を背景に、我が国の食料供給と農家経営は、重大な危機に直面しています。

しかし、こうした厳しい状況にも関わらず、農家は農産物の大幅な生産コスト上昇分を販売価格に転嫁できず、経営破綻の危機に直面しています。

世界的に穀物価格が高騰し、安定的な輸入が危ぶまれ、食料安全保障の確立が求められる中で、国は食料自給率を50%以上にすることを目標に掲げていますが、現状は国家存亡の危機的状況となっています。今こそ、消費者に対する国産農畜産物の安定供給や、農業の持つ多面的機能を維持するとともに地域経済の活性化のためにも、農家経営の維持と発展が展望できる緊急対策がぜひとも必要であります。

農業資材価格の高騰に伴う苦境を緩和するための対策が急がれています。

よって、国会及び政府に置かれましては、農家の努力だけでは到底解決することのできない現在の危機的状況をふまえ、農家経営の安定を確保する思い切った対策と予算を確保するため、次の事項が早急に実現されるよう、強く要望いたします。

記

- 1 燃料及び肥料、飼料等の農業生産資材の高騰分の緊急支援対策を実施すること。
- 2 生産コストに着目した経営安定対策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月14日

青 森 県 議 会

(第310回定例会・発議第3号・田名部定男外8名提出)

(否決)

介護保険制度の「補足給付」要件見直しを改正前に戻すことを求める意見書

介護保険施設に入所する低所得の食費・居住費を補助する制度（補足給付）が2021年8月から改定され、補助を受けていた人の約半数が負担増となったことが、医療関係団体の調査で分かりました。月6万9000円の負担増となった事例など影響は深刻です。ショートステイ利用者は9割近くが負担増となってしまいました。

調査は、制度の変わり目の7, 8両月に入所・利用していた人への改定の影響を調べたもので、特別養護老人ホームなど介護保険施設の入所者については47施設、ショートステイ利用者に関しては64事業所が回答したとしています。

「補足給付」要綱改定の問題の一つは食費負担の値上げです。

介護保険の施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所している低所得者（住民税非課税世帯で年金収入月10万円超）の食費負担を、月2万円から4万2千円へ2倍に増やされました。

ショートステイの食費負担は、低所得者全体が1.5～2倍の値上げです。

もう一つは資産要件の見直しです。

「補足給付」の対象となる預貯金額が「1千万円以下」から「500万～650万円以下」になりました（単身の場合）。預貯金額が基準を超えると「補足給付」を受けられなくなります。住民税非課税世帯で年金収入が80万円（月6万7千円）以下の人の場合、「補足給付」がなくなると、食費・居住費の負担が月6万6千円増えます。

今回の「補足給付」見直しによって、食費の負担が困難になったり、入所やショートステイの利用を続けることができなくなったりする深刻な事態が起きています。

よって、国会及び政府に置かれましては、必要な介護が安心して受けられるようにするために、次の事項が実現できるよう強く要望いたします。

記

1. 介護保険制度の「補足給付」の要件について2014年「改正」前に戻すこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月14日

青 森 県 議 会

(第310回定例会・発議第4号・田名部定男外8名提出)